

墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月10日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第50号

墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例の一部を改正する条例

墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例（平成24年墨田区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、不燃化促進区域のうち」を削り、「指定する」の次に「ものとする」を加える。

第5条を次のように改める。

（助成金の額及び助成回数）

第5条 助成金の額は、防火・耐震化改修に係る工事費の額（他の助成事業により助成の対象とされている経費と重複する経費を除く。）とし、100万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、前項の助成金の額に規則で定める額を加算することができる。

3 助成は、同一建築物に対し1回とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、2回とすることができる。

4 前項ただし書の場合における助成金の総額は、第1項に規定する上限額（第2項の規定により加算する場合は、加算後の額）の範囲内とする。

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。